

利用規程

学校法人樟蔭学園ネットワーク利用規則第13条に基づき下記の規則を遵守して下さい。

- ・ 他者のアカウント及びパスワードを使用しない
- ・ 第三者の著作権や特許権等の知的所有権を侵害する行為を行わない
- ・ 情報源を破壊する行為または本学ネットワーク並びに学外ネットワークへ不法に侵入することを目的とするプログラムを作成、利用若しくは配布する行為を行わない
- ・ 許可されていない情報資源を入手あるいは閲覧する行為を行わない
- ・ 本学園若しくは第三者のプライバシーを侵害する行為又はその恐れのある行為を行わない
- ・ 第三者に損害又は不利益を与える行為を行わない
- ・ 本学ネットワーク及びこれに接続する学外ネットワークの運営を妨げる行為を行わない
- ・ 営利を目的としたネットワークの利用を行わない
- ・ その他、公序良俗に反する行為を行わない
- ・ その他、樟蔭学園の各種規程を遵守する

学校法人樟蔭学園情報倫理規程

第1条

この規程は、「学校法人樟蔭学園情報処理システム」（以下「システム」という。）を利用するにあたっての原則を定めることを目的とする。

第2条

本学園の役員又は教職員、学生、生徒、園児であってシステムを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる目的のためにのみ、これを利用することができる。

- (1) 情報教育を行うこと又はこれを学習すること
- (2) 教育効果を高めるため情報技術を利用した教育を行うこと又はこれを学習すること
- (3) 教育・研究に関連した情報収集・加工・発信を行うこと
- (4) 教育・研究活動をサポートするための事務を行うこと
- (5) 本学園の各校が公認する課外活動に利用すること

第3条

利用者がシステムを利用するにあたっては、本規程の遵守に留まらず、別に各校（大学、高校、中学校、幼稚園）がシステム利用に関する各種規程やガイドラインを定める場合、その遵守とともに、本学園関係者としての品位の保持に留意しなければならない。

第4条

利用者は、その保有する情報を自己の責任において管理しなければならない。

第5条

利用者は、ネットワークを用いて発信する情報の内容について、全ての責任を負わなければならない。

第6条

利用者は、ネットワークの利用により、法令に違反し、又は知的財産権を含む他人の権利を侵害してはならない。

第7条

本規程を運用するために細則を別に定める。

第8条

この規程の改廃は、樟蔭学園情報処理管理委員会委員長が理事長の決裁を経て行うことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

学校法人樟蔭学園情報倫理規程施行細則

(趣旨)

第1条

本細則は学校法人樟蔭学園情報倫理規程（以下、この細則において「規程」という。）に基き、「学校法人樟蔭学園情報処理システム」（以下「システム」という。）の円滑な利用を促進し、本学園の教育・研究の充実を図るため、システムの利用における情報倫理の基準を定め、利用者が良識的行動規範を持って臨めるようにするとともに、基準違反行為に対する措置並びに罰則及びその適用手続を明らかにすることを目的とするものである。

- 2 各校（大学、高校、中学校、幼稚園）におけるシステムの利用に関しての詳細な規則については、各校において規程やガイドラインを別に定めることができるものとする。

(利用者)

第2条

システムを利用することができる者は、次の各号に掲げる通りとし、本規程はシステムの利用が本学園の敷地内でなされたか否かを問わず適用される。

- (1) 学校法人樟蔭学園（以下「本学園」という。）の各校の学生、生徒及び園児（以下、「1号利用者」という。）
- (2) 本学園の専任教職員、嘱託職員及び利用を希望する非常勤教職員（以下、「2号利用者」という。）
- (3) 前1号及び2号に規定する者のほか学園情報処理事務室室長（以下、「室長」という。）が適当と認めた者（以下、「3号利用者」という。）

2 利用の手続については、学校法人樟蔭学園ネットワーク利用規則に従うものとする。

（システムの利用上の遵守事項）

第3条

システムを利用するものは、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、本学園の建学精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて、システムを利用しなければならない。
- (2) システムを利用するためには、学校法人樟蔭学園ネットワーク利用規則に基づき、利用資格の取得を申請した上、利用資格及びアカウントを取得しなければならない。
- (3) システムの利用に際しては、システム管理者の指示に従わなければならない。
- (4) システムの利用は、本学園が定めるアクセス時間内に限られる。システム管理者は、停電、システムの保守・点検、システムの更新作業の実施、入試事務等に伴うシステムの閉鎖その他の合理的な理由があるときを除き、原則として、利用者が必要とするアクセス時間を付与し、通常のネットワーク・サービスを提供しなければならない。
- (5) 本学園の情報機器又は個人が所有する情報機器をシステムに接続する場合は、システム管理者の指示を遵守しなければならない。
- (6) 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見した利用者は、そのトラブルの発生原因が利用者にあると否とを問わず、担当教員またはシステム管理者に対し、直ちにその事実を申告しなければならない。
- (7) システムの利用を終了するとき、すなわち利用資格を喪失したときは、当該利用者は、サーバ内のすべての個人ファイルを削除するなどの原状回復の義務を負う。

（最低限守るべきルール）

第4条

システムの利用者は、最低限以下の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。ただし、特に必要があってグループ ID の申請をしようとするときは、理由及び代表者を明確にした上で申請する必要がある。

- (4) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを読み、削除し、複製し、改変してはならない。
- (5) システムのリソース（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。
- (6) 設備またはサービスを営利目的に使用してはならない。
- (7) コンピュータ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。
- (8) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照をするときは、著作権法の規程及び公正な慣行に従わなければならない。
- (9) 発信された電子メール等の情報は、その発信者がすべての責任を負う。
- (10) 電子メール等の情報を偽造し、または、その偽造を試みてはならない。
- (11) 他の利用者の電子メール等の情報を許可なく読み、削除、複製、変造又は公開してはならない。
- (12) いやがらせや公序良俗に反する内容、脅迫的な内容、不正確な内容の電子メール等の情報を発信してはならない。
- (13) 求められていないメッセージ、営利を目的とするメッセージ等、迷惑となる電子メール等の情報を発信してはならない。
- (14) Web ページ等を悪用して社会通念に反する情報を流してはならない。
- (15) 機密を要するメッセージを送信するときは、デジタル署名その他公に承認された電子認証を用い、テキストを暗号化して送信するように努める。
- (16) 許可されていないネットワークへの侵入や、他ネットワーク上の情報資源の破壊や改ざんを試みるためにシステムを利用してはならない。
- (17) システムを不正な目的の為に利用してはならない。
- (18) システムおよびユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- (19) システムファイルを複製、削除、改変してはならない。
- (20) 第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。
- (21) ネットワークシステム、プログラムまたはデータを破壊または改変してはならない。
- (22) 正規の手続によらずにより高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。
- (23) コンピュータウイルス等、システムの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータをシステムのネットワーク内に持ち込んではならない。
- (24) 機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。

(法令遵守の義務)

第5条

システムの利用に関しては、各種法令を遵守するものとし、これらの法令に触れる行為にシステムを利用してはならない。これらの法令に違反した場合は犯罪行為であり、違反者本人が公的な

処罰を受けるものとする。

(違反行為に対する一次措置)

第6条

システム管理者が緊急と判断した場合は、規程に違反する行為をした者（アカウントを盗まれた場合の盗まれた者を含む）に対し、利用資格の取消ないしその他の教育的措置等次の各号に定める一次措置をとることができる。システム管理者は、違反が軽微でありで直ちに是正された場合には利用資格の停止や変更を解除することができる。また、システム管理者は第7条の手順に従い、樟蔭学園情報処理管理委員会からの解除決定の通知を受けたときは直ちに解除しなければならない。なお、利用資格取消の措置を解除した時は、新規アカウントを付与するか、取り消したアカウントを復活して利用を再開することとする。但し、一次措置による電子メールの消滅、不到達、ファイルやデータ等の消滅等が発生しても、本学園は、その責任を一切負わない。

- (1) 利用資格の取消
- (2) 利用資格の停止（1年を超えない期間内に限る）
- (3) 利用資格の変更
- (4) 違反行為に使用され、または、違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等の削除
- (5) 違反行為に使用され、または、違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等への一般的もしくは個別的なアクセス制限
- (6) アカウントの停止・変更
- (7) その他の教育的措置

(違反行為に対する措置手続き)

第7条

違反行為に対しては、以下の手続きを取る。

- (1) システム管理者が一次措置を講じようとするときは、違反行為の疑いのある利用者から事前に事情を聴取しなければならない。ただし、緊急を要し、事前に聴取をすることができない場合には、この限りでない。
- (2) システム管理者が違反行為に対する一次措置を講じたときは、速やかに樟蔭学園情報処理管理委員会委員長（以下「委員長」という）へ報告しなくてはならない。また、違反者が1号利用者である場合には当該学生が所属する各学校長に対し、それ以外の者である場合には各事務局長に対し、一次措置を講じたこと及びその内容を速やかに通知しなければならない。
- (3) 委員長が一次措置の報告を受けた場合又は違反の報告を受けた場合、委員長は速やかに樟蔭学園情報処理管理委員会において、関係者の事情を聴取した上で一次措置の解除の要否又は措置の種別変更などの最終措置を決定しなくてはならない。
- (4) 委員長は最終措置の決定について、違反者が学生である場合には当該学生が所属する各

学校長に対し、それ以外の者である場合には各事務局長に対し、最終措置が決定したこと及びその内容を速やかに通知しなければならない。

- (5) 最終措置の決定後、違反者が学生である場合には当該学生が所属する各学校長等が、それ以外の者である場合は違反者本人が、具体的な改善策や誓約書等の提出を以って最終措置の解除又は軽減を委員長に一度に限り申請できるものとする。
- (6) 前項の申請があった場合、委員長は速やかに樟蔭学園情報処理管理委員会を開催し、申請の可否を決定しなくてはならない。
- (7) 委員長は、樟蔭学園情報処理管理委員会において措置の解除や変更が決定した場合、システム管理者に対して、速やかに措置解除又は変更の内容を通知しなければならない。
- (8) 本規程は、違反者に対するネットワーク利用に関しての措置を決定するものであり、学生の学籍等に対する措置については各校の学則及び園則、専任教職員に対する人事或いは給与取扱い等については学校法人樟蔭学園就業規則に基づいて決定するものとする。

(相談窓口)

第8条

情報倫理に関する相談窓口については、別にこれを定める。

(規定の改廃)

第9条

この規定の改廃は、樟蔭学園情報処理管理委員会委員長が理事長の承認を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

学校法人樟蔭学園ネットワーク利用規則

(目的)

第1条

この規程は、学校法人樟蔭学園ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条

ネットワークの利用は、教育及び学習活動並びに学術研究を目的とするものに限る。

(利用有資格者)

第3条

ネットワークの利用有資格者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校法人樟蔭学園（以下「本学園」という。）の各校の学生、生徒及び園児（以下、「1号資格者」という。）
- (2) 本学園の専任教職員、嘱託職員及び利用を希望する非常勤教職員（以下、「2号資格者」という。）
- (3) 前1号、2号に規定する者のほか学園情報処理事務室室長（以下「室長」という。）が適当と認めた者（以下、「3号資格者」という。）

（機器接続申請）

第4条

ネットワークに機器を接続して情報サービスを利用しようとする者は、所定の様式により室長に申請するものとする。

- 2 室長は、前項の申請を受けた場合、申請者の利用資格、接続条件等を確認の上、接続を承認するものとする。

（接続された機器の管理）

第5条

接続された機器の管理は、申請者が行うものとする。

（機器接続の廃止）

第6条

ネットワークへの機器接続利用を廃止しようとする者は、所定の様式により室長に届け出るものとする。

（利用内容）

第7条

ネットワークの利用内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電子メール
- (2) WWW
- (3) ファイルサーバ
- (4) その他、学園情報処理管理委員会が定めたもの

（利用者アカウントの発行）

第8条

第7条のサービスを利用するにあたりアカウントが必要な場合、利用者は所定の様式により室長に申請するものとする。

- 2 室長は、前項の申請を受けた場合、申請者の利用資格等を確認のうえ、アカウントと仮のパスワードを付して利用を承認するものとする。

(アカウントの管理)

第9条

発行されたアカウントは、利用者が管理することとし、特にパスワードの保管は厳重に行わなければならない。

- 2 アカウントは、利用者に対して発行するものであり、利用者から他に譲渡してはならない。

(承認期間)

第10条

承認期間は申請許可後、資格を失うまでとする。承認期間中に変更等が生じた場合には、直ちに所定の様式により申請し、室長の承認を得なければならない。

(利用の停止または取り消し)

第11条

室長は、利用者が次の各号の一に該当する場合には、樟蔭学園情報処理管理委員会の議を経てネットワークの利用を停止又は取り消すことができる。

- (1) 機器接続手段が著しく申請内容と異なるとき。
- (2) 本規則に違反したとき。
- (3) 故意または重大な過失により、ネットワークまたは他の利用者に損害を与えたとき、およびその可能性があると判断されるとき。

- 2 室長が緊急を要すると判断したときは、樟蔭学園情報処理管理委員会の議を経る前にネットワークの利用を一時的に停止することができる。但し、速やかに樟蔭学園情報処理管理委員会において措置の決定を行わなければならない。

(インターネット及び共同利用施設等の利用)

第12条

インターネット及び共同利用施設等を利用しようとする者は、それぞれの利用規定等を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第13条

ネットワークを利用する者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 申請時に承認された機器以外のネットワークへの接続
- (2) 他者のアカウント及びパスワードを使用する行為
- (3) 第三者の著作権や特許権等の知的所有権を侵害する行為
- (4) 情報資源を破壊する行為またはネットワークならびに学外ネットワークへ不法に侵入することを目的とするプログラムを作成、利用もしくは配布する行為
- (5) 許可されていない情報資源を入手あるいは閲覧する行為
- (6) 本学園若しくは第三者のプライバシーを侵害する行為又はその恐れのある行為
- (7) 第三者に損害または不利益を与える行為
- (8) ネットワーク及びこれに接続する学外ネットワークの運営を妨げる行為
- (9) 営利を目的としたネットワークの利用
- (10) その他公序良俗に反する行為

(障害発生時の措置)

第14条

利用者は、使用中にネットワークに障害が発生した場合または障害が事前に起こる可能性を発見した場合は、直ちに各キャンパスの情報処理事務室職員又は担当教職員にその旨届け出なければならない。

(責任)

第15条

ネットワークを利用した情報の受発信とその内容及び当人に帰属する情報資源の取り扱いについては、その利用者が責任を負うものとする。

- 2 利用者の故意または重大な過失によりネットワークの施設設備を破損若しくは運用を停止させた場合、その損失に相当する賠償の責任を請求することがある。
- 3 第13条の行為により本学園が法的責任又は社会的な批判を受ける事態が生じた場合は、本学園は当該者に対してその責任を請求することがある。

(免責)

第16条

本学園は、利用者がネットワークの利用に伴い受けた損害及び第三者に与えた損害について、一切の賠償責任を負わない。

(雑則)

第17条

この規則に定めるもののほか、ネットワークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(規定の改廃)

第18条

この規則の改廃は、樟蔭学園情報処理管理委員会委員長が理事長の承認を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。